

『身延鑑』管見

高 木 豊

はじめに

近世の身延の、いわば参詣案内書として印刷され、人びとをガイドしたのは、周知のように、『身延鑑』である。しかし、本書について、その書誌的考察が加えられているとはいえないのが現状である。小冊子のガイド・ブックとはいえ、その版權と販売が、のちにも述べるように、独占されてきているのであって、そうした点からいっても、本書の書誌的考察とその内容についての検討も必要であると思うのである。小稿では、それらのことを考えていきたい。

一

岩波書店刊『国書総目録』の『身延鑑』の項は、貞享二年（一六八五）・元禄一七年（一七〇二）・宝暦一二年（一七六二）・天保五年（一八三四）・同六年・同一五年の刊記を持つ本書の諸本が諸所に伝存していることを教えてくれる。しかし、本書諸本は、貞享・元禄本と宝暦本以下の諸本との二つに、大きく分かれるのである。すなわち、後者には、「新板増補」とあって、同本は貞享・元禄本の増補版であり、かつ新訂刻したものである。のみならず、宝

曆本以下の諸本の版權は、身延山久遠寺の所有するところで、いわゆる「身延山蔵版」であった。これに対して、貞享本は「松会」の開板するところであり、元禄本は井河治郎兵衛・駒井五郎兵衛による貞享本をもとにした覆刻本であった。

いま、貞享本（岩瀬文庫所蔵本）を見るに、表紙に「身延山根元記 完」との貼外題があり、次いで、「身延山根元記序」があり、その丁の裏に「目錄」として、一 身延山久遠寺由来之事 一 仏閣山堂有所をしる事 一 作仏靈宝の品品知ル事 一 七面の明神すがたをあらはし玉ふ事 一 当山の宿坊の名をしる事 一 祖師以来代々聖人号をしる事 一 当山三首の歌の事 一 公方代々御制札之事 一 波木井六郎大聖人を尊敬し玉ふ事 一 同所大野本遠寺開闢を知る事³⁾の十項を挙げている。ただし、本文中には、この標題は記していない。さらに、内題は「身延鑑巻之上・巻之中・巻之下」のように表記、また、尾題も「身延鑑巻上終・巻中終・巻下終」と表記している。改巻は改丁しているが、三巻一冊である。ただし、上巻の丁付は一く十四であるが、中・下巻は一く十九と丁付を通してゐる。すなわち、貞享本『身延鑑』は、全三巻一冊三三三丁の書物である。

刊記を見るに、刊時の「貞享二乙丑孟春吉辰」を中心にして、右下に「洛陽之沙門」、左下に「松会開板」とある。「洛陽之沙門」とは、筆者を示すが、その誰人であるかはわからない。のみならず、のちにも述べるように、果して、沙門僧であるかについても、疑問の生ずるところがある。いっぽう、開板者松会は、江戸の書肆松会市郎兵衛・三四郎と思われる。山岸徳平『書誌学序説』によれば、松会版としては、承応二年（一六五三）市郎兵衛刊の「まんねんこよみ大さっしょ」が最も古く、三四郎の開板書については、井上和雄編『増訂⁴⁾書賈集覽』に、明暦四年（一六五八）の『明曆武鑑』開板以後享保十一年（一七二六）開板の『朝敵橋弁慶』にいたる書目が挙げられている。

いまこれに、『国立国会図書館支部 上野図書館和漢書書名目録 古書之部』によつて、万治二年（一六五九）に『した』△松会三四郎▽（井上和雄前掲書に挙げる同年刊の『志田物語』か）が、延宝三年（一六七五）に『洛陽往来』△江戸松会▽が、貞享四年（一六八七）に『丁卯江戸鑑』△松会▽が、刊行年時未詳の『十番切』△松会▽および『ふしみときは』△松会三四郎▽が、補えるのである。以上によれば、貞享二年本の『身延鑑』は、江戸の香肆松会によつて開板されたことは確実である。ただ、江戸の書肆松会が、いかなる契機や關係によつて、「洛陽之沙門」述作の本書を開板するにいたつたかについては、わからない。そしてまた、筆者「洛陽之沙門」についても、誰人であるか、なお未詳である。

ここで元禄本（国会図書館所蔵本）を見れば、同本は貞享本と全く同じである。ただ異なるのは、もとよりその刊記であつて、「元禄十七^{甲申} 孟春吉辰 井河治郎兵衛・駒井五郎兵衛」とある。なお、本文最末尾「……只身延の山の曇らぬかげを写し置くものなり」の次に少し間をあげ、かつ本行より少し左に「洛陽沙門記之」とあるのは、貞享本「洛陽之沙門」を改めたものである。⁽⁴⁾

この二人については未詳である。ただ、井河を並河とすれば、正徳三年（一七一三）に安国院日講の『録内啓蒙条簡』を独力で、同六年には長谷川長右衛門と共同で、了義院日達の『山陰雜録』を刊行した並河甚三郎が想い起されるのである。井上和雄編前掲書によれば、並河甚三郎は「梅英軒 享保一寛政 京都堀川通仏光寺下ル 天明の頃四条通東入町に移れり」とある。さらに、「平楽寺略景譜」によれば、並河を別家扱いにしている。平楽寺とは、いうまでもなく、近世初頭以来出版を行なつた平楽寺村上勘兵衛家であつて、その別家扱いとすれば、並河もまた、出版を行なつていたことを意味しよう。すくなくとも正徳年間における刊行は右の二書によつて確認できよう。この甚三

郎と先の治郎兵衛と同一人とするのではない。しかし、近世において、出版を家業とすることは他にも見られるところである。したがって、あるいは、治郎兵衛はむしろ甚三郎の先代、近親者と考えられなくもないのである。駒井にいたっては、全く不明であるが、それにしても、二人を書肆と見て間違いないであろう。さすれば、井川と駒井の二人は松会の版權を手に入れ、貞享本開板一七年後の元禄一七年に、かれらの版として貞享本をほとんどそのまま刊行した。これが元禄本である。そして、本書末尾に、「洛陽沙門記之」と改刻したのであった。江戸の書肆から京都の書肆への版權の移行であるといえよう。

ところで、本書の著者については、『日蓮宗年表』天和元年（一六八一）の条に「此頃一円院日脱身鏡纂集す（奥書）」とあり（傍点筆者以下同じ）、日脱が本書の編者とされている。しかし、『年表』編纂者が、その奥書によつたとする日脱纂修の『身延鏡』は、現在所在不明である。また、例えば日蓮僧の著作を網羅したと考えられる『日蓮宗学章疏目録』の日脱の項についても、この『身延鏡』纂修のことは見えないのである。したがって、この記事をそのままには依憑できない。そこで、貞享本『身延鏡』の著者について考えておきたい。先の『国書総目録』は、筆者を日亮としている。その理由は知らないが、憶測すれば、第二期「国文東方仏教叢書」寺誌部に収める本書の題によつたのではなからうか。『仏書解説大辞典』もまた、同じく日亮としている。先の解題には、「日亮貞享二年の著なり、今宝曆十二年の版本に依る」とあるが、著者を日亮としたのは、本書「身延山根元記序」に拠るのである。すなわち、「貞享二乙丑孟春始の日亮を染て序ス」とあるを、日亮の次に（筆脱ッ）として「孟春始め日亮筆を染て序ス」と読み、著者を日亮としたのであった。しかし、この部分は貞享〓元禄・宝曆本ともに、「貞享二乙丑孟春始の日亮を染て序ス」とあり、振り仮名も同じである。「仏教叢書」本は、一つには、孟春始ののを「始」の字

に、はじめの振り仮名があるにもかかわらず一ではなく、めと読みとり、そのため、日に下の亮が続けられて日亮と読んだのであった。しかし、この亮と読まれる字には、かうと振り仮名があり、これまた、三本一正確には貞享・宝曆兩本だが一ともに同じである。いま、漢字にこだわらず、振り仮名のかうを重視すれば、かうがう↓毫が連想され、毫筆であるから、「毫筆を染て」と、読めるのであって、かつ染筆・染毫となつて、意味はそのままに通ずる。

以上のように、始めは始のであり、亮は毫の誤刻である。漢字にわざわざかうの仮名を振つたのは、その文字をどのように読ませるためであつたからである。なお、本書には独音表記がかなり刻明に行なわれているが、完全にそれを行なっているとはいえない。あるいは、彫り落しがあるか。それ故、かうをがうと読んでもよいであろう。したがつて、「孟春始の日、毫を染めて序ス」と読まねばならないのであつて、このように読めば、この文章にもとづいて、著者を日亮と断定したことは、きわめて速断であつたことになる。

こうして、序文からすれば、著者は末詳ということになつてしまふのである。ただ、本文によれば、この著者は、延宝四年（一六七六）「甲斐の身延山にまいる祖師の御真骨をおかみ奉らんと思ひたち、……九重のみやこを出、あつまの海の道（東海道）」を下つて、身延に詣つたのであつた。この文章通りにうけとれば、著者は京都在住者であつたことになる。さらに、本書の挿絵を見れば、身延の老僧に対し、あるいは老僧に案内されている様相が描かれている。しかし、その相手は供を連れた武士である。これを著者とすれば、在家の執筆になる身延参詣・案内記ということになつて、新たな問題が生ずることになるのである。しかし、なお貞享本では「洛陽之沙門」としていた。

本書最後に、著者は、「身延の山の森の木葉を、一つ二つと書あつめ、身延根元記と名付侍り、恙の松それもあれ

バ、穴かしこ、人に見よとにハあらず。只身延の山の曇らぬかげを写し置ものなり」と記した。これによれば、延宝四年に詣でて、京に帰ってすぐに本書を記述したかどうかは、わからないが、人に見せるために書いたというよりは、自らのために本書を記したという形にしている。これに対して、序文では、むしろ、この身延という靈地を「しる人まれなるによって、一帖の絵草紙にして置ぬ。然らば歩ミを運ぶ人のためにもならん」と、本書を、ガイドブックの役割を果すものとして出版したことになっている。本文と序文との間に、ある種の時差を設定しておかねばならないであろう。自照の目的のための本書を、啓蒙的なものとして出版に踏みきるといふ転換が「本文・序文の筆者を同一人とすれば―なぜ行なわれたのが問題となろうし、あるいは、本書の著者と序文の筆者とは、別人であるといふことも考えられるのである。なおまた、著者自ら「身延根元記」と名づけ―貼外題は「身延山根元記」―、序文にも、同じくそうしながらも、刊行にいたって、「身延鑑」なる題号が付されたと考えられ、この題号が、むしろ広まったといえるのではなからうか。因に、貞享本の版心書名は「ミノフ上・中・下」、宝暦本のそれは「ミのふかゞミ上・中・下」である。

こうして、貞享二年に刊行された『身延山根元記』の著者は未詳であり、著述の時期は、延宝四年以降貞享二年にいたる間であり、刊行時は著述の時期ではあり得ない。そして、本文の著者と序文の筆者は、別人であるかも知れないのである。

二

本稿で、宝暦本として依拠するのは、立正大学図書館所蔵本であるが、のちにも述べるように、同本は、寛政五年

(一七九三) から同九年までの間に刷られた宝曆一二年本の後印本である。ただし、後述のように若干の補刻があるから、正確には補刻本というべきであろうか。この寛政後印本と貞享本の分量を比較すると、上巻においては、ほとんど両本にかわりはないが、中・下巻において異なる。貞享本中巻の分量が一二丁であるのに対して、寛政後印本のそれは一四丁を数える。それは、宝曆本↓寛政後印本に追加補刻した部分があるからである。

その追加補刻の部分は、久遠寺歴代揭示の項である。貞享本も宝曆本ともに、日向以来の歴代の名とその示寂年月日および在位年数とを挙げているが、貞享本は、日向以来一円院日脱までを列挙して、寂遠院日通に「延宝七丁_末二月十五日入寂在位八年」と注記し、次いで、その後職である日脱については、「一円院日脱聖人」とのみ記して、日脱が現住であることを示して、第六丁を終えている。すでに述べたように、『身延鑑』は、延宝四年(一六七五)の身延詣でのことを記したものであった。貞享本には、延宝七年入寂の日通のことを記し、同年法兄日通の跡を襲つて晋山、元禄十一年(一六九六)まで久遠寺貫首であった日脱のことが記されている。したがって、本書の著者は、延宝七年以後に本書を著したのかとすれば、先に言及した延宝四年〜貞享二年が、延宝七年〜貞享二年というように、執筆時期推定の範囲がさらに狭められよう、あるいは前述のように、原著者はむしろ己れのために本書を執筆したのであるから、貞享二年刊の序文を記した某(なにがし)がこれを補ったのもあろうか。その確定は、ここでもまだ困難である。さらに、元禄本について、このことを見ると、同本刊行当時において日脱はすでになく、本書歴代の注記になぞらえれば、「一円院日脱聖人元禄十一年九月二十二日入寂 在位七年」、次いで「智寂院日省聖人」とあるべきであるに、同本が貞享本と同じく、「一円院日脱聖人」を以て、この歴代の項を終えているのは、元禄本が貞享本をそのまま覆刻したことの証左にはかならないのである。

これに対して、宝曆本の寛政後印本は、「寛政五^{癸丑}（一七九三）春御入山」の「本義院日地聖人」までで第八丁の表にいたり、かつこの丁を裏白にしている。貞享本における歴代が第六丁裏で終っていたのに対して、これは第八丁表までをそれにとり、したがって、同丁の裏を白にして、同本第九丁の初めを貞享本第七丁の初めに対応させているのである。なお、付言すれば、貞享本はなぜか、琳光院日整を「慶長三年^{戊戌}八月廿日入寂」としていて、明らかに「天正六^{戊戌}八月廿日入寂」とすべきを誤っている。しかし、その理由は未詳。

宝曆本が貞享本になぞらえていたとすれば、「能治院日妙聖人宝曆七^{丁丑}八月三日入寂 在位四年」「耐治院日辰聖人」として、この頃は、終っていたと考えられる。宝曆一二年刊本そのものにおいて、このことは確認されなければならぬが、同刊本を求め得ないいま、そのことの指摘のみにとどめざるを得ないのである。ただ、寛政後印^補刻本についていえば、宝曆本歴代の末尾に当たったであろう日辰は第七丁裏に記されているが、同丁表は挿絵^一、これとこれに続く第八丁表とは裏は白^一、他の丁の文字と若干相異を見せているのであって、恐らく、日辰以下を追記した結果、第七丁を改刻、第八丁を補刻して、追加したと見られる。本文の追加に対する刊本における処置の仕方を示すものである。^(?)

さらに、分盘的には^二丁数ではかわらないが、波木井氏の歴代も追加補刻されている。両本ともに、実長以来十二代の弥二郎実春日得までを挙げて、実春が天正五年（一五七七）正月十日「駿河国高国寺の城夜討の時、討死有。其後武田の家滅亡有て、身延の町へ引こもり居なり。波木井の末葉、今に紀州・江州・水戸の城下にあり」と記して、同じだが、貞享本はこれに続けて、「当波木井までへ、さねながよりは十二代なり」として、第一二丁の裏を白のままとし、「身延鑑巻中終」の尾題を付している。これに対して、寛政後印本には、右の「当波木井……」の文はない。

しかし、かわって、織部少輔実久・織部少輔実友・主計助実紀・織部亟実義・織部亟実房・織部亟実忠を列挙し、実忠以外の者については、その歿年月日を記している。波木井の歴世につき、実久以降を追記したのは、『身延鑑』が宝曆一二年以限、波木井氏により販売されるようになったことと深くかかわっている。そして、その独占販売権を持ったのが「波木井織部」であったのである。ただ、この追記の補刻は、貞享本において先の第一二丁表の先の箇所次の約四行程の白と同丁裏白とがあったから、分量の異動をもたらしはしなかったのである。ただし、ここでも、久遠寺歴代について述べたような考慮が必要である。すなわち、宝曆一二年、本書の独占販売権を掌中にしたのは、後掲するように、織部亟実房である。したがって、宝曆本において追加された波木井氏歴世は、実久ゝ実房まで、実義までの人には、その歿年月日が記され、実房については、久遠寺当住がそうであったように、その名のみが記されていたと考えてよいであろう。これまた、宝曆本そのものにつき、検証されるべきことの一つである。

さらに、下巻においても、貞享本が一中下巻合せての丁付であるが第一三丁から第二〇丁表にいたる八丁が宛てられているのに対して―宝曆本は第一〇丁表を以て終っていて、前者よりも二丁多いのである。増補分の二丁には、まず、「南部六郎実長感得之祖師御作の尊像由来」として、実長の添状を掲げた。次いで、実長〓日円の旧室北房や常題目・天神・円師・万灯・本地・位牌・祈禱の諸堂および御供所・一切経蔵・七面影現の宮についてふれ、第二丁の裏に、これら諸堂等の間数(けんすう)、すなわち大きさを示して、これを埋めていて、続く第三丁が、貞享本下巻初丁〓一三丁に対応して、以下、全同である。この増補分についても、波木井氏がクローズアップされている。実長の添状についても、「実長直筆の添状、波木井織部代々在之」と注記しているのであって、波木井織部がここでも、大きく顔を出しているといえよう。

身延山蔵版	新板	身延鑑
	増補	
波木井氏		
房実		

翻つて、寛政後印本の表紙見返を見れば、上のように刷られていたものがはられている。さらに、同本の刊記は、次のようである。

洛陽之沙門⁽⁸⁾

宝曆十二壬午孟春 身延山蔵版

身延かぶ見

井ニ絵図^{エヅ} 外より一切出し不申候

身延中町

波木井 織部

この二つは、先づ第一に、身延山久遠寺が宝暦本の版權を有していたことを示している。増補した新板を鏤刻したのは久遠寺であり、したがって、蔵版としたのである。しかし、第二に、刊記によれば、本書の売捌は波木井織部の独占するところであった。宝暦一二年当時の波木井織部とは、先の波木井織部亟実義は同一一年三月一六日死去しているから、織部亟実房にはかならない。さればこそ、右の表紙見返に「波木井実房」の名を掲げたのであった。そして第三に、上述のように増補された部分が、久遠寺歴代と波木井氏関係に限られたところからすれば、波木井織部がそのことを行なつたのではないかということが、考えられるのである。久遠寺が新板を鏤刻したのであるから、貞享本揭示以後の歴代を増補することは、むしろ当然であった。そして、その販売を独占した波木井織部が、貞享本にあった波木井氏歴世を追加することも、実長添状や関係記事を新たに挿入することも、これまた可能であつたのである。その追加の記事は、恐らく、織部が追記したのであるらうし、貞享本の文体になぞらえて書いたのではなからうか。

第四に、宝曆一二年に販売権を独占した織部を実房としたにもかかわらず、第三の点にふれるなかで、実房とせず、織部としたのは、あるいは、増補追記し、これを久遠寺から刊行させることに力あったのは、実房ばかりでなく、先代織部亟実義もそうであったのではないかということを考慮しているからである。実房が織部亟を襲名しているのは、身延波木井家の家督相続者であったことを示している。とすれば、先代実義は本書刊行の前年死去しているから、家督相続後、実房がこのことを行なったことになる。そう考えると、その死去の三月から翌年正月にいたる一〇か月の間に、この増補新板刊行がなされたことになるのである。しかし、記事の加筆はともあれ、三八丁を数える本書の新刻が、この間に行ない得たであろうか。いったい、この板木はどこで彫られたのであろうか。宝曆当時、身延およびその近傍に板木の彫師がいたとは考えられない。身延蔵版とは、身延が直接板木を製作し、それを蔵したということではなく、その資金を提供し、出来上った板木を蔵したと考えるべきであろう。とすれば、新刻は他の地で行なわれたとされねばならない。それがいづれの地であるかを徴すべきなものもない。甲斐・駿河地方における出版状況を知る術もない現在、その場所は、遠く江戸・京都に求められねばならないであろうか。このように考えてくれば、宝曆十一年三月から翌年正月までの一〇か月間において、実房のみにより宝曆本が製作されたとするよりも、むしろ先代実義のころからの事業が、実房の代において結実し、実房はその果実として販売権を得たことができるのではなからうか。以上、喋々したのは、近世における地方出版に対する研究の未開拓や中央出版においても製作過程とその内容が必ずしも明らかにされていないことに、想いがいたされるからである。

第五は、刊記に「身延かゞ見并ニ絵図」とあることについてである。本書の挿絵は、貞享本上三丁後半葉Ⅱ裏(ウ)四丁前半葉Ⅱ表(オ)Ⅱ宝曆本上三丁ウ四丁オ(以下、上に同じ)・上七丁ウ八丁オⅡ上七丁ウ八丁オ・上十丁オⅡ

上十丁オ・上十三丁オ||上十三オ・中二丁ウ三丁オ||中二丁ウ三丁オ・中六丁オ||中七丁オ・中九丁ウ十丁オ||中十丁ウ十二丁オ・下十四丁ウ十五丁オ||下四丁ウ五丁オ・下十八丁オ||下八オ、等の箇所にある。両本の挿絵の箇所が整合しないのは、上述の追加のもたらしたこと。図柄は、宝曆本のそれが貞享本を模刻していて、全く同じである。なお、挿絵も新刻であることが確かめられる。ただ、これら挿絵が、身延の様相を写しているかといえ、上巻七丁ウ八丁オのそれを除けば、必ずしもそうだとはいえないのではないか。刊記にいう「井ニ絵図」とは、案内記にふさわしい絵図が、別に作製販売されていたことを示していると考えの方がよいのではなからうか。宝曆一二年当時の刊行の絵図は、まだ見るを得ないが、山梨県立図書館「甲州文庫」に、次のものが所蔵されている。¹⁰⁾『甲州文庫目録』によれば、明治二四年(一八九一)発行の「身延山絵図」に波木井織部の名が見える。現物を見ていないが、かつて波木井織部の刊行した「絵図」を同年重刷したものと考えてよいであろう。したがって、『身延鑑』と同じく、「身延山絵図」が、宝曆一二年以降、波木井織部によって独占的に売り捌かれていたといえよう。『身延鑑』と「身延山絵図」とは、いわばセットになって、身延詣でのガイドや参詣の土産として売られていたのであった。

おわりに

以上、『身延鑑』について、二、三の考察をしてきた。なお残された問題の一、二についてふれておきたい。

その一つは、元政の『みのぶ道の記』が代表するような紀行文から案内書への展開であろう。そうした転機を示すものとしても、『身延鑑』を位置づけることができよう。本書には、なお紀行文の要素は残っているのである。その二つは、やはり、本書諸本のそれぞれに則しての検討である。そしてそのことは、同一刊記をもちながら、実際の印

刷が刊記に見える刊行年時に行なわれたのか、後印Ⅱ後刷りなのか、いつてみれば、その時差をなかなか弁別し難い刊本における初刷と後印と改板と補刻について考慮する手がかりとなるであろう。しかしそれは、出版史的考察ばかりでなく、本稿がまさに残した問題であるが、刊行時が明白なように、『身延鑑』刊行は天保期に集中していた。この時期、祖師信仰・身延信仰が高揚していたことは、例えば身延の出開帳などによっても徴し得るのであって、刊行の集中はまた祖師信仰の高揚と深くかかわりあっていたのである。その三つは、身延蔵版ということについて考察した折、すでに言及したが、近世における地方出版の状況とその技術者たちを把握することである。一枚刷や僅か数丁の分量をもつにすぎない地方諸寺院の縁起類の開板は、中央の出版技術によって行なわれたというよりは、恐らく、地方在住の彫師らによつたのではなからうか。埋もれた地方の板木彫師の発掘もまた、困難とはいへ、近世出版史を考察する場合、なされねばならないと思うのである。いま一つ加えれば、靈場案内書としての『身延鑑』やその他諸寺案内書等の成立と出版は、おおよそ近世中期以降顯著となる名所記・靈場記の出版と軌を一にするものであるが、それにしても、日蓮宗のそれが、他宗のそれと、先行後進、いづれの時差をもっていたのかという問題がある。多分それは、一宗派に踞踏しない、近世庶民信仰史の解明をもたらずであらうと考えるのである。

本稿については冠賢一・北村行遠（聡）・林是晋氏から御示教を得ている。記して、その学恩を謝す。

〔註〕

(一) この点については、後述する鷲尾順敬編第二期「国文東方仏教叢書」寺誌部に収められた本書の解題および望月日雄編『身延鑑』「あとがき」における解題（藤井教雄稿）および『近世文学資料類従—古板地誌編13』収録の貞享本『身延鑑』に関する森川昭氏の解説の三つしか、筆者は知らない。

- (2) 北村行遠氏の提供による。なお、前註『類從』収録の赤木文庫本の貼外題は「みのぶかゞみ」。
- (3) 本書には変体仮名が用いられているが、通行の仮名に改めた。また、漢字に振り仮名が施されているが、必要な場合以外は都て省略にしたがった。以下同じ。
- (4) 「洛陽沙門記之」と彫つてある場所は、貞享本の「洛陽之沙門」と彫つてあつた箇所と考えられる。なお貞享本では、刊記を刻した葉の左上端に「身延鑑巻下終」とあつたが、元禄本では、これを彫つてはいない。さらに、国立国会図書館本は上巻の表紙に、恐らく、「身延山根元記完」なる貼外題のあつたと思わせるあとがある。
- (5) 松会三四郎・並河甚三郎については、冠賢一氏の示教を得た。
- (6) 前記藤井教雄氏の解題は、この『年表』のいうところに従つておられる。
- (7) 同じことが別本でもいえる。国立国会図書館には、宝暦十二年の刊記をもつ『身延鑑』が二本所蔵されている。両本は全く同時刊行のもので、実際には、文化三年（一八〇六）に入山した上妙院日奏までを記している。寛政後印本の末尾であつた本義院日地以後、教山院日沾・明静院日全・堅樹院日盛までの入寂年月日と在位年数―日全については在位年数を記していない―を記して、現住が日奏であることを示している。したがつて、両本は、文化三年以降、日奏の寂年同一二年にいたるまでの後印本ということになる。これらの追刻は、本文で述べたような余白になされているのである。なお、次に述べる波木井氏歴代については、寛政後印本と同じく、波木井織部亟実忠を以て終つてゐる。両本は、ともに上中下三冊で、上巻には「みのぶかゞみ」上・中・下巻には「みのぶかゞみ 中（下）」の貼外題がある。
- (8) 前注で述べた、国立国会図書館蔵の両本には、これがない。
- (9) 「洛陽之沙門」は、貞享本のそれをそのまま刻したのではなからうか。とすれば、宝暦本は、元禄本をでではなく、貞享本を底本―版下でないことは、両本の比較により確かめられる―としたのではなからうか。ただし、これをわざわざ刻している理由はわからない。
- (10) 『甲州文庫目録』上八九ページ
- (11) 高木 豊「日蓮宗の縁起と開帳」（『大崎学報』一一三号）・北村聡「江戸における日蓮宗の開帳」（中尾 堯編『日蓮宗の諸問題』所収）。なお天保期における本書刊行については、「『身延鑑』管見―パートⅡ―」を用意している。（『日蓮教学研究所紀要』八号掲載予定）